

# 「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施要領

## 第1 趣旨

「阿波地美栄」を活用した新たな加工品（防災食・非常食・保存食やペットフード）の開発及び改良や認知度向上、販路開拓等に取り組む事業者を支援し、「阿波地美栄」の利活用の推進や販路拡大に繋げるため、「阿波地美栄」新商品開発支援事業を実施する。

## 第2 事業主体及び補助対象経費等

この事業の事業主体及び補助対象経費、補助率は、別表に定めるところとする。

## 第3 事業主体の要件

- 1 この事業の事業主体は、徳島県内に住所又は事業所を有する事業者等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、事業主体となることができない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
  - (2) 徳島県（以下、「県」という。）が、補助金を交付することについて、不相当と認める事由を抱える者。

## 第4 事業の実施

- 1 この事業を実施しようとする事業主体は、様式第1に、次の資料を添えて、県に提出するものとする。
  - (1) 事業計画書（別紙1）
  - (2) 経費内訳書（別紙2）
  - (3) その他県が必要と認める書類
- 2 県は、当該事業計画書の内容が適当と認めるときは、様式第2により、承認するものとする。
- 3 この計画の重要な変更は、徳島県農山漁村振興関係補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表1に掲げるとおりとし、要綱の補助事業変更（中止・廃止）承認申請をもってかえることができる。

## 第5 実績報告

この事業の交付の決定を受けた事業主体は、補助事業が完了したときは、要綱第8に定める実績報告書（様式第4号）に、次の資料及び試作品等を添えて、県に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 経費内訳書（別紙2）
- (3) その他県が必要と認める書類

## 第6 帳簿等の整備及び保存

事業主体は、補助事業に係る帳簿等の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

別表

補助対象経費	事業主体者	補助率																
<p>「阿波地美栄」新商品開発支援事業に要する経費</p> <p>1 「阿波地美栄」を利用した防災食・非常食・保存食やペットフードの新たな加工品の開発及び改良に要する経費</p> <p>2 「阿波地美栄」加工品のPR, 商談会・試食会等の販売促進, 販路開拓に要する経費</p> <p>3 飲食店等と連携した需要拡大の取組に要する経費</p> <p>とし, 次に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 786 965 1525"> <tr> <td>1 報償費</td> <td>講師・アドバイザーに対する謝礼等</td> </tr> <tr> <td>2 旅 費</td> <td>講師・アドバイザーの招聘費用等（補助事業者の旅費は除く）</td> </tr> <tr> <td>3 材料費</td> <td>試作品の製作等に要する原材料費</td> </tr> <tr> <td>4 消耗品費</td> <td>事業活動に必要な消耗品</td> </tr> <tr> <td>5 役務費</td> <td>商品の品質調査・成分分析などに要する経費, 事業活動に要する経費であることが明確に確認できる郵送代・輸送代 ※電話等の通信費は区分整理が困難なため対象外</td> </tr> <tr> <td>6 広報費</td> <td>パンフレット・ポスター・ちらし・看板・のぼり・ポップ製作費等（パッケージ等のデザイン料を含む）</td> </tr> <tr> <td>7 借損費</td> <td>商談会・試食会の会場使用料, 調理室・加工場等の使用料, 備品・機器リース料等</td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td>その他, 県が必要と認める経費</td> </tr> </table> <p>※補助対象経費は, 証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。</p> <p>■対象外となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</li> <li>・団体, 法人等の運営に係る経常的な経費（人件費, ガソリン代, 事務所の賃料など）</li> </ul>	1 報償費	講師・アドバイザーに対する謝礼等	2 旅 費	講師・アドバイザーの招聘費用等（補助事業者の旅費は除く）	3 材料費	試作品の製作等に要する原材料費	4 消耗品費	事業活動に必要な消耗品	5 役務費	商品の品質調査・成分分析などに要する経費, 事業活動に要する経費であることが明確に確認できる郵送代・輸送代 ※電話等の通信費は区分整理が困難なため対象外	6 広報費	パンフレット・ポスター・ちらし・看板・のぼり・ポップ製作費等（パッケージ等のデザイン料を含む）	7 借損費	商談会・試食会の会場使用料, 調理室・加工場等の使用料, 備品・機器リース料等	8 その他	その他, 県が必要と認める経費	<p>食肉処理業者, 食肉販売業者, 農業団体, その他団体, 法人及び個人</p>	<p>定額  (上限50万円)</p>
1 報償費	講師・アドバイザーに対する謝礼等																	
2 旅 費	講師・アドバイザーの招聘費用等（補助事業者の旅費は除く）																	
3 材料費	試作品の製作等に要する原材料費																	
4 消耗品費	事業活動に必要な消耗品																	
5 役務費	商品の品質調査・成分分析などに要する経費, 事業活動に要する経費であることが明確に確認できる郵送代・輸送代 ※電話等の通信費は区分整理が困難なため対象外																	
6 広報費	パンフレット・ポスター・ちらし・看板・のぼり・ポップ製作費等（パッケージ等のデザイン料を含む）																	
7 借損費	商談会・試食会の会場使用料, 調理室・加工場等の使用料, 備品・機器リース料等																	
8 その他	その他, 県が必要と認める経費																	

様式第 1

令和 年 月 日

徳島県農林水産部  
鳥獣対策・ふるさと創造課長 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名

令和 4 年度「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施計画書について（提出）

「阿波地美栄」新商品開発支援事業を実施したいので、「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施要領第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

担当者

氏 名 :

連絡先 :

## 事業計画書（事業実績書）

## 1. 事業主体の概要

事業主体名 (法人名)				
代表者役職・氏名				
住所又は所在地	〒			
担当者	氏名		所属部署	
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
業務内容				
今回の事業で活用 する獣種及びその 調達元	利活用する獣種			
	(1) シカ			(2) イノシシ
	調達元（ジビエ処理加工施設）			

## 2. 事業実施方法等

### ■対象商品概要

商品名		
商品のポイント及び特長		
ターゲット層及び市場ニーズ		
商品化までのスケジュール (事業実施スケジュール)		
事業完了予定日 (事業完了日)		
商品発売開始予定日		
商品化後の販路及び 販売想定量	予定する 販路	
	販売想定 量	

※1 枚数に制限はありませんので、記入欄は適宜調整し、記入してください。

※2 対象商品が複数ある場合は、この表を増やし、記入してください。

※3 実施計画の提出の際は、「事業計画書（実績報告書）」を「事業計画書」に、「事業完了予定日（事業完了日）」を「事業完了予定日」に、実績報告の際は、「事業計画書（実績報告書）」を「実績報告書」に「事業完了予定日（事業完了日）」を「事業完了日」にしてください。

※4 実績報告の際は、試作品・開発商品又は試作品・開発商品の写真、パンフレット等を添付してください。

## 経費内訳書

(単位：円)

	事業費	経費負担区分		内容 (積算基礎等)
		県補助金	その他 (自己負担分)	
報 償 費				
旅 費				
材 料 費				
消 耗 品 費				
役 務 費				
広 報 費				
借 損 費				
そ の 他				
合 計				

(注)「事業費」は消費税及び地方消費税を含む事業費総額を記入し、「補助対象経費」に係る消費税等は「その他(自己負担分)」に含めて記入すること。

※1 実績報告の際は、事業費について、見積・請求・領収書(写し)等の支払内容及び金額がわかる証憑書類を添付してください。(証憑書類が添付されていない場合は、当該経費について、支払ができない場合があります。)

様式第2

番 号  
令和 年 月 日

殿

徳島県農林水産部  
鳥獣対策・ふるさと創造課長

令和4年度「阿波地美栄」新商品開発支援事業  
実施計画書の承認について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で提出のありました「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施計画書については、「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施要領第4の2の規定に基づき、承認します。